

武豊町内で

埋蔵文化財包蔵地内を開発される方へ

遺跡分布地図で示された埋蔵文化財包蔵地を「周知の埋蔵文化財」といいます。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事等の開発行為を行う場合には、事前の届出が義務付けられています。

① 工事等をされる前には、埋蔵文化財の有無を確認しましょう。

土木工事を行う場合、その予定地内に埋蔵文化財が所在するかあらかじめ武豊町歴史民俗資料館にお問い合わせください。開発計画策定の早い段階で照会されることが望めます。

書面での照会が必要な場合には、武豊町教育委員会教育長宛に「埋蔵文化財の所在の有無とその取扱いについて」を提出してください。

現地踏査・試掘調査 武豊町教育委員会は、照会の内容に応じ現地踏査を行い、埋蔵文化財の所在の有無を確認する試掘調査を行うことがあります。

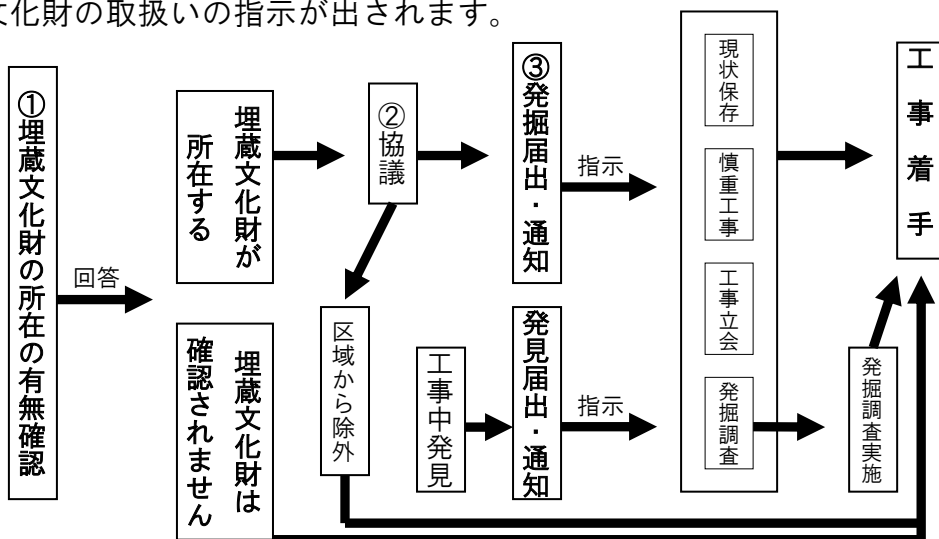
② 工事等の計画場所の埋蔵文化財を確認した場合には

事業者と武豊町教育委員会との間で事業計画、施工方法、工程などを考慮して埋蔵文化財の取扱いについて具体的な協議を行います。現状の保存が望めますが、それが可能でない場合には、発掘調査・工事立会い・慎重工事などの取扱いをすることとなります。

③ 工事などを進めることになったら、まず発掘の届出・通知

埋蔵文化財包蔵地内での土木工事をするときには、事業者は愛知県文化財室宛に「埋蔵文化財発掘の届出・通知」が必要となります。

民間事業者の場合、工事を実施する60日前までに届出。地方公共団体等は事業計画を策定の段階で通知しなければなりません。届出は、正本1部、副本1部の合計2部を武豊町歴史民俗資料館に提出してください。武豊町教育委員会から愛知県文化財室に送付します。届出・通知に対して、愛知県文化財室から埋蔵文化財の取扱いの指示が出されます。



現状保存 計画の変更等により埋蔵文化財の保存が可能な場合に現状保存となります。埋蔵文化財に影響を及ぼさないよう慎重に工事を進めます。

慎重工事 埋蔵文化財に影響を及ぼさないよう慎重に工事を行います。

工事立会 工事対象が狭小であったり、埋蔵文化財に影響が少ないと考えられる場合、武豊町教育委員会の担当職員が工事に立ち会います。

発掘調査 工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合や恒久的な建築物、道路などを設置する場合には、工事着手以前に発掘調査を行う必要があります。これは、滅失する埋蔵文化財について記録保存するために行います。発掘調査の実施は、武豊町教育委員会と協議して発掘調査を計画、実施します。費用は事業者（原因者）負担を原則としています。発掘調査や工事立会などの終了後は工事着手となりますが、極めて重要な埋蔵文化財が発見された場合は、再度協議が必要となる場合があります。

工事中に遺跡を発見したら

直ちに武豊町歴史民俗資料館に連絡してください。工事を中止し、遺跡発見の届出・通知をしてください。

埋蔵文化財とは

埋蔵文化財は、破壊されてしまえば、もはや再現が不可能なかけがえのない祖先が残した貴重な文化遺産です。この文化遺産が基となって現在があります。未来の文化を創造するには現在のもとより、過去の文化を保存しなければなりません。このことは、現代に生きる私たちの責務であるといえます。

昭和25年に制定された文化財保護法では、「文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、その文化的活用を努めなければならない」と定めています。

この法では埋蔵文化財を「土地に埋蔵されている文化財」として、土地を「埋蔵文化財包蔵地」としています。それは、貝塚や古墳、古窯跡、集落跡、城跡、散布地などの遺跡とほぼ同義語です。貝塚や古墳、住居跡など人々の生活の跡を遺構と言い、土器や陶器、石器などの道具類を遺物といいます。

埋蔵文化財に関する問い合わせ・照会・届出文書の提出先

武豊町歴史民俗資料館

愛知県知多郡武豊町字山ノ神20-1

電話(0569)73-4100、FAX(0569)73-4100

E-mail:shiryokan@town.taketoyo.lg.jp

休館日 月曜日（月曜祝日の場合、翌火曜日）、年末年始